

期日前投票制度

期日前投票は、投票日当日に用事などで投票所へ行くことができない人が投票日前に投票することができる制度です。

投票日に投票所に行けない理由を申し立て、その申し立てが真正であることの宣誓書を提出し投票します。投票所入場券の裏面が「宣誓書」ですので、記入して持参してください。

なお、古川地域の会場が前回と異なりますので、場所や期日に注意してください。

◆期日前投票所の場所と期間

期日前投票所	期間	時間
・古川保健福祉プラザ (fプラザ) 2階多目的ホール (古川三日町2-5-1) ・各総合支所	4月11日(月)～16日(土)	午前8時30分～午後8時
大崎生涯学習センター (パレットおおさき) (古川穂波3-4-20)	4月12日(火)～16日(土)	午前9時～午後7時
鬼首基幹集落センター (鳴子温泉鬼首字原43-1)	4月14日(木)・15日(金)	午前8時30分～午後5時

※どの期日前投票所でも投票ができます。

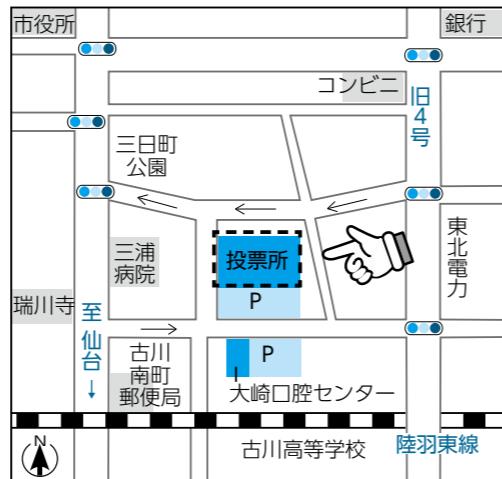
これまでの市役所本庁舎北会議室から変更になっています。

古川保健福祉プラザ (fプラザ)

になりますので、注意してください。

◆古川保健福祉プラザ (fプラザ) 周辺マップ

P:投票者用駐車場 ⇄:一方通行



投票日時: 4月17日(日) 投票時間: 午前7時～午後7時

※鳴子温泉地域は、午前7時から午後6時までです。

投票所: 入場券に記載された投票所を確認してください。

次の投票区は、投票所が変更となりますので注意してください。

◆変更となる投票区

投票区	変更後(4月17日投票日)	変更前(令和3年10月)
古川第1投票区	古川第一小学校ふれあいルーム (古川二ノ構7-67)	市役所本庁舎北会議室
古川第10投票区	古川第三小学校体育館 (古川金五輪1-13-1)	旧古川東保育所
鹿島台第6投票区	旧鹿島台第二小学校体育館 (鹿島台大迫字寺沢40-1)	旧鹿島台第二小学校多目的学習室

■開票の場所と開始時刻

場所 古川総合体育館
開票開始 午後8時30分から

▶市ウェブサイト
QRコード



これからの未来を決める その一票

大崎市長選挙・大崎市議会議員一般選挙

選挙管理委員会事務局 ☎9124

任期満了に伴う大崎市長選挙および大崎市議会議員一般選挙を、4月10日(日)告示、4月17日(日)投票で行います。

投票できる人

年齢が満18歳以上(平成16年4月18日以前に生まれた人)で、大崎市に令和4年1月9日以前から居住する、大崎市の選挙人名簿に登録されている人が投票できます。他の市町村から転入した人は、1月9日までに転入の届け出をすることが必要です。投票日前に大崎市から転出した人は投票できません。

市内で転居した人

3月22日までに転居の届け出をした人は、住所地の投票

所で投票することになります。3月23日以降に転居の届け出をした人は、前の住所地の投票所で投票してください。

投票所入場券の発送

投票所入場券は、4月6日(水)までに発送します。届いたら記載された内容をよく確認してください。

なお、入場券が無くても受け付けは可能です。紛失したり忘れたりした場合は、投票所の係員に申し出てください。

選挙公報の配布

候補者の氏名・経歴・政見などを記載した選挙公報を、4月15日(金)までに行政区長を通

して各世帯に配布します。

代理投票・点字投票

体の不自由な人や字を書くことが困難な人のための「代理投票制度」や、目の不自由な人のための「点字投票制度」があります。利用したい場合は、投票所の係員に申し出てください。

不在者投票制度

投票日当日に、次のいずれかに該当する人は、不在者投票ができます。

- 出張・旅行などで大崎市以外に滞在している場合
- 4月11日(月)から4月16日(土)まで、滞在先の市区町村で投票ができます。希望する場合は、大崎市選挙管理委員会に、投票用紙などの必要書類

を早めに請求してください。

■病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している場合

不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院または入所している施設に、不在者投票を行いたい旨を申し出てください。

■障がいのある人が郵送で投票する場合

体に重度の障がいがある人などが、郵送で投票を行う場合は、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月13日(水)午後5時までに、所定の様式で投票用紙などの請求をしてください。

■新型コロナウイルス感染症のため「自宅療養」または「宿泊療養」をしている場合
投票用紙等の請求時に外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が、4月11日(月)から4月17日(日)までの期間に係ると見込まれる人は、「特別郵便等投票」ができます。4月13日(水)午後5時までに、大崎市選挙管理委員会へ投票用紙等の請求を行う必要があります。詳しくは、問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対策

各投票所での安全対策

各投票所では、安心して投票ができるよう、感染防止対策を徹底します

- ▶投票所の小まめな換気、記載台など不特定多数の人が触れる部分の小まめな消毒
- ▶来場者間の間隔を空けての記載台の使用
- ▶使い捨ての鉛筆などの使用

皆さんへのお願い

投票所では、感染防止対策に協力してください。感染防止対策のため、自身の鉛筆を持参することもできます。過去の選挙での混雑しやすい時間などを、市ウェブサイトで確認することができます。混雑する時間を避けた投票を検討してください。

- ▶投票所でのマスクの着用、手指の消毒
- ▶周りの人との適切な距離を確保し、不要な会話を控える